

計画策定の基本的な考え方(案)

1 計画策定の趣旨

健康増進や体力の向上等に対する市民意識の高揚、広島東洋カープやサンフレッチェ広島に対する応援気運の盛り上がりなどにより、近年、市民のスポーツ・レクリエーションに対する関心が高まっています。

広島市は、これまで第4次広島市基本計画に基づき、第12回アジア競技大会の開催や各種スポーツ施設の整備、市民のスポーツ・レクリエーション活動に対する支援やスポーツ指導者の養成など、様々なスポーツ・レクリエーション振興施策の推進を図ってきました。

今後とも、子どもからお年寄り、健常者や障害者、初心者からトップアスリートまですべての市民が様々なスポーツにかかわり、生きがいを感じることができるよう、多様化する市民のニーズを把握し、市民のスポーツ・レクリエーション活動の促進や競技力の向上、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催・誘致などに取り組む必要があります。

これらの取組をより一層効果的・効率的に推進するため、広島市のスポーツ・レクリエーション振興施策を総合的かつ体系的に定める広島市スポーツ振興計画(仮称)を策定します。

2 計画策定の位置づけ

- (1) 本計画は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)に基づく広島市のスポーツ振興に関する計画です。
- (2) 本計画は、広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めた第5次広島市基本計画の部門計画として位置づけます。

3 計画期間

- (1) 本計画の目標年度は、第5次広島市基本計画と合わせ、平成32年度(2020年度)とします。計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間です。
- (2) 10年間で前期、後期に分けて計画を推進し、中間年には進捗状況を踏まえ計画の見直しを行います。

〔 前期：平成23年度(2011年度)～平成27年度(2015年度)
後期：平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 〕